

# 国立研究開発法人国立環境研究所安全管理規程

規程第 55 号

平成 13 年 11 月 8 日

## 第 1 章 総 則

(目的)

**第 1 条** この規程は、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「研究所」という。）における職員、任期付職員及び契約職員（以下「職員等」という。）の安全を確保するため、安全管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(他の法令、諸規程との関係)

**第 2 条** 研究所における安全管理については、この規程によるもののほか、法令及び研究所の諸規程の定めるところによる。

2 研究所における防火管理については、研究所本部及び福島支部に適用される各消防計画の定めるところによる。

(遵守義務)

**第 3 条** 職員等は、この規程及び安全に関し研究所が定めた事項を遵守し、危険防止、災害の予防に努めるとともに、研究所の行う安全に関する措置には進んで協力しなければならない。

## 第 2 章 組 織

(理事長)

**第 4 条** 理事長は、研究所における安全管理の業務を総理する。

(総務部長)

**第 5 条** 総務部長は、この規程に定める安全管理の業務を調整する。

(所属長)

**第 6 条** 企画部長、環境情報部長、監査室長、研究センター長、福島支部長並びに総務部の課長（以下「所属長」という。）は、その所掌の組織における安全管理の業務を行う。

(安全管理責任者)

**第7条** 研究所に安全管理責任者を置く。

- 2 安全管理責任者は、総務課長及び福島支部管理課長をもって充てる。
- 3 安全管理責任者は、総務部長の命を受けて、研究所全体の安全管理に係る業務を行う。

(安全管理委員会)

**第8条** 研究所に安全管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、理事長の諮問に応じ、研究所の安全管理に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して理事長に対し意見を述べることができる。
- 3 委員会の組織及び運営については、別に定める。

### 第3章 安全対策

(危険防止措置)

**第9条** 所属長は、理事長の命を受け、次の各号に掲げる危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- (1) 機械、器具その他の設備による危険
  - (2) 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
  - (3) 化学物質等の使用に伴う危険
  - (4) 電気、熱その他のエネルギーによる危険
- 2 所属長は、安全管理の業務を行う場合において必要があるときは、総務部長に協力又は助言を求めることができる。
  - 3 総務部長は、理事長の命を受け、研究所の建物等施設の危険防止に必要な措置を講じなければならない。

(安全教育)

**第10条** 所属長は、理事長の命を受け、職員等に対しその従事する業務に関する安全教育を行わなければならない。

(巡視)

**第11条** 安全管理責任者は、作業場等を巡視し、設備、作業方法等に危険のおそれがあるときは、直ちに総務部長に報告して、その危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(指示又は勧告)

**第12条** 総務部長は、安全に関して法令又は通達の定めに違反する事実があると認めるとき、又は安全管理上必要があると認めるときは、所属長に対し必要な指示又は勧告をすることができる。

2 所属長は、前項の指示又は勧告を受けたときは、すみやかに必要な措置を講じ、その結果を総務部長に報告しなければならない。

(異常時の措置)

**第13条** 職員等は、事故又は災害の発生若しくは発生するおそれのある事態を発見したときは、直ちに総務部長に報告するとともに、所属長にその旨を連絡しなければならない。ただし、他の規程で通報連絡体制が規定されている場合は、それによるものとする。

2 総務部長は、前項の報告を受けたときは状況に応じて関係の職員等に命じ、必要な措置を講じなければならない。

3 総務部長は、前項の措置について理事長に報告しなければならない。

4 総務部長が出張、疾病その他の理由により職務を行うことができないときは、総務課長がその職務を代理する。

(申出)

**第14条** 職員等は、安全管理上改善に関する要望があるときは、総務部長に申し出ることができる。

#### 第4章 補 則

(細則への委任)

**第15条** この規程に定めるもののほか、安全管理の業務の実施に関し必要な事項は細則に定める。

#### 附 則

この規程は、平成13年11月8日から施行する。

**改正附則** (平成18年3月31日)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

**改正附則** (平成23年3月31日)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

**改正附則** (平成27年4月1日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

**改正附則** (平成28年4月1日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。